

伊達市パブリック・コメント制度実施結果報告書

整理番号	No.22-1		
案件名	伊達市環境基本計画(素案)		
公表日	平成22年11月29日		
募集期間	平成22年12月1日から12月15日まで(15日間)		
担当部・課名	市民生活部・環境防災課		
実施結果	提出方法	提出者数	意見数
	持参		
	郵便		
	ファクシミリ	1	2
	電子メール		

■提出された意見とそれに対する市の考え方

No.	項目等	提出された意見等の概要	市の考え方	計画等への対応
1	第5章 リーディングプロジェクト プロジェクトNo.3 伊達市の取り組み「水質浄化対策の推進」	<p>治水整備の名のもとに生活排水・事業排水が農業用水へ流れ、古川・高子沼・長沼等の清流の面影は見られない。</p> <p>事業排水については事業所への改善勧告及び公表の規定を、生活排水について各町内会・団地・アパート等の責任者へ水質基準(BOD・アンモニア・DO等)を決めて市民の責務としなければ、猫川も高子沼も魚が多く死に、富栄養化の水のため稲は根張も少なく倒れる始末です。子どもたちへの健康被害も心配されます。</p> <p>全国で改善に取り組む成功例があります。市民協働と一人ひとりの真摯な環境保全の思いやりや命の改革です。出前講座も行っています。</p>	<p>ご意見のとおり、市内には水質の環境基準を満たしていない河川が数箇所あります。</p> <p>水質汚濁の主な原因は生活排水の河川への流入であることから、市では合併処理浄化槽の設置促進や、家庭でできる生活排水対策の啓発等により、引き続き河川の水質浄化に取り組んでいきます。</p> <p>本計画は伊達市の環境施策を総合的に推進するための指針として策定するものであり、市民や事業者に対し法的規制を定めるものではありませんが、提案のあったご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、水質浄化対策等に関する市、市民及び事業者の取り組みについては「第5章リーディングプロジェクト プロジェクトNo.3(3)各主体の取り組み」をご参照下さい。</p>	

2	<p>第5章 リーディングプロジェクト</p> <p>プロジェクトNo.4 伊達市の取り組み「学校給食残さ等の飼料化・堆肥化」</p>	<p>給食残さを肥料・飼料に利用するにしても学校での分別が基本になる。 給食センターから残さの提供を受けたが、残飯も味噌汁も分別されていないので困ったが、発酵菌で処理して力のある土壌改良飼料になる。 当クラブにリース中の処理機があるので参考にしてください。</p>	<p>ご意見のとおり、学校給食残さ(調理くず、食べ残し)については、現状では燃えるごみ(生ごみ)として処理しており、良好な飼料として再利用するためには、ある程度の分別や水切りが必要となります。</p> <p>給食残さの飼料化については、よりよい成果が出せるよう、その手法等について今後も引き続き研究していきます。</p> <p>提案のあったご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、学校給食残さ等の飼料化に関する市の取り組みについては「第5章リーディングプロジェクトプロジェクトNo.4(3)各主体の取り組み④学校給食残さ等の飼料化・堆肥化」をご参照下さい。</p>	
---	---	--	---	--